

飯盛霊園組合 測量・建設コンサルタント等業務**競争入札参加資格審査申請書提出要項**

令和6年度において、飯盛霊園組合が発注する「測量・建設コンサルタント等」について、競争入札に参加しようとする方は、次のとおり郵送で申請してください。

1 資格要件

- ① 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ② 営業に関し法令上、免許又は登録を要するとき、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はその密接関係者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者について再生計画の認可の決定があった場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者を除く。）
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者について更生計画の認可の決定があった場合は、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者を除く。）

2 受付期間

令和6年4月19日（金）～ 令和6年12月13日（金）（消印有効）

3 提出方法

郵送

4 提出先

〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原 4 4 8 番地 飯盛霊園組合 総務課

5 提出書類

	書類名	備考	写し・印刷物
a	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書		【様式1-2】
b	営業登録証明書 (営業に関する免許、許可登録証明書等)	営業に必要な場合	可
c	営業所一覧表	本社のみの場合は不要	【様式2】 可
d	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	法人の場合	可
e	技術者経歴書	業種別	【様式3】 可
f	測量等実績調書	業種別、直前2年間	【様式4】 可
g	委任状(本店から支店等)	契約上の受任者を設ける場合	【様式6】
h	納税証明書	詳細は、書類作成要領参照	可
i	使用印鑑届	役職名又は氏名表示印を押印	【様式7】
j	印鑑(登録)証明書	《法人》代表者 《個人》代表者本人	可
k	決算報告書	直前1営業年度	可
l	委任状(代表者から行政書士等)	行政書士等に書類提出を委任する場合	【様式8】
m	誓約書	実印を押印	【様式10】
n	受付票	名称と所在地のみ記載	
o	返信用封筒(定型)	返信先を記載、必要額の切手を貼付	

[注] ・ a～mの書類を順番にA4判のファイル(色指定なし)に綴じてください。

・ n、oの書類は、綴じ込まないで同封し送付してください。

・ 証明書類は、申請書の送付日前3か月以内のものとしします。

6 提出部数

各1部

7 その他

① この申請書による業者登録の有効期間は、登録開始日から令和7年3月31日までです。

② 毎月15日までの1か月間に申請のあった事業者を翌月1日に入札参加有資格者名簿に登載(業者登録)します。入札参加有資格者名簿に登載された日が登録開始日となり、登録開始日まで入札には参加できません。

③ 受付期限は、令和6年12月13日(金)の消印のあるものまで有効とします。

※申請書類の不備等により受付できない場合がありますので、ご注意ください。